

新婚世帯の新生活を応援します！

【婚姻対象期間】
令和7年1月1日～
令和8年3月31日

【申請受付期間】
令和8年3月31日まで

新婚世帯の
住居費・引越し費用
↓

補助上限額 最大40万円

※予算がなくなり次第受付終了となりますので、
お早目の事前相談をお願いいたします。

登米市結婚新生活支援事業

《補助上限額》※前提として、夫婦の双方又は一方が49歳以下の必要あり

- (1). 夫婦共に29歳以下の世帯:40万円
- (2). 夫婦の双方又は一方が40歳以上の世帯:20万円
- (3). (1)・(2)以外の世帯:30万円

《対象経費》

- 住宅取得費用・・・婚姻を機に新たに市内で住宅を取得する際に要した費用
(新築費用、建売物件や中古物件の購入費用)
- 住宅賃借費用・・・婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用
(3か月分の家賃及び共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- 引越し費用・・・引越し業者または運送業者へ支払った費用

【お問い合わせ先】

登米市福祉事務所 子育て支援課 (南方庁舎1階)

電話番号:0220-58-5562 平日8:30～17:15

※事前相談等でお越しの際は、お手数をおかけしますが、
上記まで事前にご連絡をお願いいたします

詳しくは裏面へ

交付対象者の要件

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たした夫婦であること。

- ① 補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること。
- ② 婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における夫婦いずれかの年齢が49歳以下であること。
- ③ 最新年度の所得証明書により証明された夫婦の所得額を合算した額から、貸与型奨学金の所得額の計算の基礎となった期間と同期間中の返済額を差し引いた金額が500万円未満であること。
- ④ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤ 住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと。
- ⑥ 夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入している場合においては、転入前の市町村税について滞納していないこと。

交付申請時に必要な書類

【共通書類】

- 登米市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 結婚新生活支援事業補助金に係る同意書兼誓約書（様式第3号）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票謄本の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- 夫婦の所得証明書（市区町村の長が証明する直近の所得証明書）
- 夫婦の市町村税の納税証明書（市区町村の長が証明する前年度の納税証明書）
- 振込通帳の写し（表紙と表紙裏各1枚）

【ケース毎に必要な書類】

《奨学金の貸与を受けている場合》

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

《住宅を新築した場合》

- 住宅の工事請負契約書、領収書等の写し

《住宅を購入した場合》

- 住宅の売買契約書、領収書等の写し

《住宅を賃借した場合》

- 住宅の賃貸借契約書、重要事項証明書、賃借に要した費用に係る領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）

《引越費用がある場合》

- 引越費用に係る領収書等の写し

申請の流れ

1. 事前相談



2. 交付申請



3. 交付決定



4. 請求書の提出



5. 口座振込

【お問い合わせ先】

登米市福祉事務所 子育て支援課
（南方庁舎1階）

電話番号：0220-58-5562

平日8:30～17:15

※事前相談等で越しの際は、お手数をお掛けしますが、上記まで事前にご連絡をお願いいたします。